

# 豊頃町次世代育成支援金制度について

次代を担う児童の健全育成と子育て世代の定住促進を図るため、子育て世帯に対し次のとおり「次世代育成支援金」を支給する制度です。

対象児	出産祝金			健全育成支援金	保育所通所支援金
	第1子	第2子	第3子以降	満1歳から満6歳までの誕生日を迎えた児童	町内の保育所に通所（一時保育を除く）している児童
金額	100,000円 (うち商工会商品券50,000円)	200,000円 (うち商工会商品券100,000円)	300,000円 (うち商工会商品券150,000円)	100,000円 (うち商工会商品券50,000円)	月額5,000円分の商工会商品券
支給時期	出産日から60日後			4月と10月の2期（それぞれ前月の6か月間の誕生日を迎えた分）	4月と10月の2期（それぞれ前月までの半年間の通所分）
申請方法	出生届提出時に福祉係に申請してください。			対象児童を養育している世帯に申請書を送付します。	
対象者	支給時期の属する月の前月の末日において本町の住民基本台帳に6か月以上記録され、現に居住する方で、対象者本人若しくは配偶者が出産し、または満6歳までの児童を養育している方。				

## 【支給の制限】

- 次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給はできません。
- ① 申請者および申請者と生計を同一にする方が、町税、町使用料等を滞納しているとき
  - ② 申請者が対象児を養育しなくなったとき
  - ③ 申請者および対象児が町内に居住しなくなったとき
  - ④ その他町長が支給することが適当でないと認めるとき



## 空き家・空き地 利活用事業補助金

### 事業内容

空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き地の購入、空き家の賃貸料の一部に対して補助金を交付します。

### 対象物件

「豊頃町空き家等情報バンク」に登録された住宅の建築が可能な空き地、および居住可能な空き家。

### 補助対象者

- ① 町内在住者または移住者で、空き家または空き地を購入し、購入後3年以内に居住し、10年以上居住する方。
- ② 移住者で、空き家を賃借する方。

### 補助金額

① 空き家の購入費用（租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く。）または国税庁における土地の評価方法（倍率方式）に準じて計算された評価額の低い方の額の2分の1とし、限度額は50万円とする。た

問合せ先  
役場企画課町づくり推進係  
☎574・2216

ただし、移住者および子育て世帯は限度額を70万円とする。  
② 家賃月額額の2分の1とし、限度額は月2万円とする。ただし、子育て世帯は限度額を3万円とする。最大24か月分

特記事項  
定住促進等住宅取得補助金と併用可能  
手続き  
上記のほか、各種要件があります。詳細は企画課までお問合せください。

## 特定空家解体撤去補助金をご活用ください

特定空家解体撤去補助金をご活用ください

### ◆特定空家解体撤去補助金について

市街地に所在する防災上危険な空き家で対象要件を満たす場合、解体撤去費用の一部を補助する制度です。  
補助金額▽解体撤去費用の2分の1（限度額・町内事業者利用50万円、町外事業者利用25万円）

### 町へ寄附することもできます

- #### ◆特定空家等寄附受付について（要件）
- 1 土地・建物を合わせて、同時に寄附することができること
  - 2 当該土地・建物を寄附することにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが認められること
  - 3 所有者等の過去3年の住民税所得割が非課税であること
- 詳しくは、役場住民課までお問合せください。

問合せ先  
役場住民課  
☎574・2214

## 自動車税種別割の納期限は5月31日です

自動車税種別割の納期限は5月31日（月）です。納期内に納めましょう。

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。納付通知書が5月6日（木）から発送されます。

次のようなときは、手続きが必要です。  
① 住所が変わったとき

▼札幌道税事務所自動車税課および運輸支局で変更手続きをお願いします。

問合せ先  
十勝総合振興局納税課  
☎0155・27・8533

- ② 自動車を売買したとき
- ③ 自動車を買取したとき
- ④ 運輸支局で抹消登録をお願いします

各種登録手続きについては、北海道運輸局ホームページ (<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>) をご覧ください。  
自動車税種別割の納税についてのご相談は、十勝総合振興局まで。



広報とよこ

議会だより

役場だより

広報とよこ

議会だより

役場だより

問合せ先  
役場福祉課福祉係  
子育て支援所  
☎574・2214  
☎574・3931